

第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針 (素案)

令和8（2026）年1月

岡　　山　　県

目 次

I はじめに（取組指針の趣旨）	1
II 第5次取組指針の性格、期間等	1
1 第5次取組指針の性格	1
2 第5次取組指針の期間	1
3 推進体制	1
III 基本方針	2
IV 重点課題	2
V 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策	3
第1 損害回復・経済的支援等への取組	3
1 損害回復に関する施策	3
2 経済的支援等に関する施策	5
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	8
1 精神的・身体的被害からの回復に関する施策	9
2 更なる精神的被害(二次的被害)の防止に関する施策	12
3 再被害の防止等の安全確保に関する施策	14
第3 刑事手続への関与拡充への取組	17
1 捜査の段階における関与等に関する施策	17
第4 支援等のための体制整備への取組	18
1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策	19
2 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策	23
3 民間の団体による活動への援助に関する施策	26
4 人材育成等に関する施策	26
第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	29
1 学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策	29
2 県民に向けた広報啓発に関する施策	31
< 資 料 >	
犯罪被害者等基本法	36
岡山県犯罪被害者等支援条例	41

I はじめに（取組指針の趣旨）

近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者やその家族・遺族の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくありませんでした。

こうした犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が制定されました。

国においては、基本法に基づき、平成17年から平成22年までを期間とする「犯罪被害者等基本計画」の策定以来、第4次に及んで計画が策定され、これらの計画の下で、犯罪被害者等のための施策が展開されており、新たに、令和8年度からの5か年を期間とする「第5次犯罪被害者等基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）が策定されます。

すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しています。また、犯罪被害者等のための施策は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切ることなく受けることができるよう講ぜられなければなりません。

本県でも、犯罪被害者等の支援に関し、基本法に定める基本理念等にのっとり、現在の取組を踏まえ、県としての犯罪被害者等の支援を行う上で指針となる「第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」（以下「第5次取組指針」という。）を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

II 第5次取組指針の性格、期間等

1 第5次取組指針の性格

岡山県犯罪被害者等支援条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本方針や具体的施策を定めるものです。

2 第5次取組指針の期間

令和8年度から令和12年度までの5か年とします。

3 推進体制

(1) 関係機関・関係者との連携・協力

国、地方公共団体、犯罪被害者支援団体、事業者団体等と連携・協力しながら、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進します。

(2) 庁内の実施体制

知事部局、教育庁、警察本部の関係部局を中心に、庁内部局が相互に連携を図りながら施策を推進します。

(3) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

犯罪被害者支援団体から意見を聴取する機会を設け、適切に施策に反映させる
よう努めます。

III 基本方針

基本法は、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる3つの「基本理念」を掲げるとともに、国民の配慮と協力を責務として定めています。

第5次基本計画においても、第4次基本計画までと同様、基本法第3条の基本理念等を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を開示し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、4つの基本方針を設定しています。

本県においても、この4つを基本方針とし、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進します。

[4つの基本方針]

- 1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。
- 2 犯罪被害者等の置かれている個々の事情に応じて適切に施策が行われること。
- 3 必要な支援等が途切れることなく行われること。
- 4 施策の策定・実施は、県民の総意を形成しながら適切に行われること。

IV 重点課題

第5次基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の具体的な要望を基に策定され、広範囲・多岐にわたるそれらの要望を総覧し整理する中で、大局的な課題として5つの重点課題を設定し、総合的かつ計画的に施策を実施することとされています。

本県においても、第5次基本計画を踏まえ、これらの重点課題に係る具体的施策を関係部局と十分な連携を図りながら、総合的かつ計画的に実施します。

[5つの重点課題]

- 第1 損害回復・経済的支援等への取組
- 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 第3 刑事手続への関与拡充への取組
- 第4 支援等のための体制整備への取組
- 第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

◇ 本県で取り組む具体的施策数

	(施策番号)
第1 損害回復・経済的支援等への取組	3 6 施策 < 1～36>
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	4 7 施策 < 37～83>
第3 刑事手続への関与拡充への取組	8 施策 < 84～91>
第4 支援等のための体制整備への取組	6 1 施策 < 92～152>
第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	3 0 施策 < 153～182>
合計	1 8 2 施策

V 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

※ < ⟩ 内の番号は施策番号を表示しています。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場となった、加害者から逃れる必要があるなどの理由から住居を移す必要が生じることがあるほか、犯罪等による被害そのものによる影響がある、犯罪等による被害に伴う負担についての雇用主の理解がない、職場でのいづらさを感じてしまうなどの理由から雇用関係の維持に困難を来すことも少なくありません。

これまで講じてきた施策や、犯罪被害者等が利活用可能な様々な制度等があることを踏まえ、犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要です。

これらを踏まえ、犯罪被害者等の損害回復及び経済的支援等への取組を進めます。

1 損害回復に関する施策

(1) 民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度の案内

犯罪被害者等早期援助団体等における相談活動等を通じて、法テラス¹の犯罪被害者等の弁護士費用の負担軽減を図る民事法律扶助制度²及び犯罪被害者等支援弁護士制度³等について、被害者等へ案内します。[県民生活部、警察本部]

〈1〉

¹ どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」

² 経済的に余裕がない方を対象に、無料法律相談の実施や、弁護士等の費用などを立て替える制度

³ 精神的・身体的被害やそれに伴う経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を行うことができない犯罪被害者等に対し、原則として法テラスが費用を負担して、早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行う制度

(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

ア 損害賠償命令制度を含む損害賠償請求制度、その他犯罪被害者等が犯罪によって生じた損害への賠償等について民事上の請求を行う手続等、犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した「被害者手帳⁴」及び警察ウェブサイトについて、一層の内容の充実を図るとともに、周知に努めます。[警察本部] 〈2〉

イ 性犯罪被害に伴う精神疾患についても、犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めます。[警察本部] 〈3〉

(3) 保険金支払の適正化等

ア 交通事故相談所における交通事故被害者の損害賠償問題等に係る総合的な相談活動により、交通事故被害者が適切に損害賠償を受けることができるよう努めます。[県民生活部] 〈4〉

イ 公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおいて、弁護士による無料相談、示談斡旋等が受けられることについて、相談活動、広報活動を通して県民に周知を図ります。[県民生活部] 〈5〉

ウ ひき逃げや無保険車等の事故被害者を救済する国の保障事業について、相談活動、広報活動を通して県民に周知を図ります。[県民生活部] 〈6〉

(4) 被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施等

犯罪被害者等からの届出や相談内容も踏まえて、被害金の振込先口座に関して金融機関に対する迅速な凍結依頼を確実に実施するなど、被害の拡大防止及び被害の回復に努めます。[警察本部] 〈7〉

(5) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団犯罪による被害の回復に向け、犯罪被害者等に対する助言や交渉場所等の提供等の援助、損害賠償訴訟の提起に際しての暴力団情報の提供や保護対策等の訴訟支援等が適切に実施されるよう、岡山県暴力追放運動推進センターや岡山弁護士会との連携を強化し、被害回復訴訟の支援を推進します。

[警察本部] 〈8〉

⁴ 犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）が被害状況や受けた支援内容、要望等を記録するもので、犯罪被害者等が複数の機関や新たな機関で説明する精神的負担を軽減するための冊子

2 経済的支援等に関する施策

(1) 経済的負担の軽減に関する施策

ア 犯罪被害者等見舞金給付制度の運用

犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族又は傷害を負った方の経済的負担を早期に軽減するため、見舞金を支給します。[県民生活部] <9>

イ 犯罪被害給付制度⁵の改善等

犯罪被害者等給付金について、全ての事案における仮給付の検討等、給付金の種別ごとの性質を踏まえた仮給付制度の積極的な活用を図ります。

[警察本部] <10>

ウ 警察における医療費等の公費負担軽減制度の運用

性犯罪に係る初診料・診断書料・緊急避妊経費等を公費負担します。

また、性犯罪以外の身体犯被害についても、被害者の刑事手続における負担を軽減するため、犯罪被害に係る診断書料、死体検査書料、初診料の費用を公費負担します。[警察本部] <11>

エ 警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の運用

カウンセリング費用の公費負担制度を適切に運用し、犯罪被害者の精神的及び経済的負担の軽減に努めるとともに、同制度の周知を図ります。[警察本部] <12>

オ 司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担制度の運用

解剖遺体の搬送費及び解剖後の遺体修復費について、公費負担します。[警察本部] <13>

カ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター利用者の医療費等の公費負担

やむを得ない事情により警察に相談することができなかった性犯罪・性暴力被害者に係る初診料・診断書料・緊急避妊経費等の医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度により被害者の経済的負担の軽減に努めます。[県民生活部] <14>

キ 市町村における犯罪被害者等に特化した制度の情報提供

犯罪被害者等が迅速に情報にアクセスすることができるよう、犯罪被害者等に特化した制度(対象が犯罪被害者等のみに限定されていないが、犯罪被害者等が利用できることが明記されている制度を含む。)や社会保障制度をとり

⁵ 故意の犯罪行為により死亡等の一定の重大な被害を受けた犯罪被害者等に対し、国が給付金を支給し、その経済的・精神的負担を軽減する制度

まとめた、県内市町村等の「犯罪被害者等支援メニューリスト⁶」をウェブサイトに掲載するなど、情報提供に努めます。[県民生活部] 〈15〉

ク 医療・生活・教育の各分野における犯罪被害者等に配慮した制度運用

- (ア) 犯罪被害者等が医療機関を利用する際の利便性を確保するため、保険診療の実施を拒むような医療機関等に対しては、国と連携して必要な指導を行います。[子ども・福祉部] 〈16〉
- (イ) 生活保護を受給中の方が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために充てられる費用を収入として認定しないなどの取扱いについて、県内の福祉事務所に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行います。[子ども・福祉部] 〈17〉
- (ウ) 障害年金の受給に関し、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることについて、関係機関・団体に引き続き周知します。[子ども・福祉部] 〈18〉
- (エ) 犯罪被害により児童扶養手当の支給要件に該当することとなった方を含め、当該手当の支給要件に該当することとなった方が適時に申請できるよう、県民及び市町村等に制度を周知します。[子ども・福祉部] 〈19〉
- (オ) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び自立支援給付に関し、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることについて、市町村に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行います。[子ども・福祉部] 〈20〉
- (カ) 家計が急変した場合の各種制度の利用について、市町村教育委員会及び県立学校に通知しており、適切な対応を促します。[教育庁] 〈21〉

ケ 岡山県暴力追放運動推進センターによる見舞金の支給等

岡山県暴力追放運動推進センターによる、暴力団犯罪の被害者に対する見舞金の支給等について、適切な運用を図ります。[警察本部] 〈22〉

コ 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援

関係機関と連携し、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用を図ります。[警察本部] 〈23〉

(2) 居住の安定に関する施策

ア 性犯罪被害者の転居に係る公費負担制度の運用

住居又はその付近で被害に遭い、再被害のおそれや二次的被害の発生等に

⁶ 県や市町村等が犯罪被害者等に提供し得る支援メニュー（見舞金等の経済的支援、公営住宅優先入居等の住居関係支援、カウンセリング支援等の心理的関係支援、法律相談支援等の法的関係等支援など）を取りまとめたリスト

より従前の住居に居住し続けることが困難となった方に対し、転居費を助成します。[県民生活部] <24>

イ 犯罪被害者等の居住場所の確保に係る公費負担制度の運用

自宅が犯罪行為の現場となり自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などについては、岡山県警察シェルター保護制度による一時避難宿泊場所への保護や、ハウスクリーニングに要する経費の公費負担を行います。[警察本部] <25>

ウ 公営住宅への優先入居等

(ア) 優先入居の取扱い等の内容について、募集案内に記載するとともに、「犯罪被害者等支援メニューリスト」に公営住宅への優先入居制度について記載するなど、引き続き情報提供に努めます。[県民生活部、土木部] <26>

(イ) 犯罪被害者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地域における居住支援の関係者の連携・協働の場として市町村居住支援協議会⁷の設立を促進するとともに、犯罪被害者等への住まいのマッチング・入居支援に係る相談窓口等の情報提供に努めます。[土木部] <27>

(ウ) 公営住宅への入居に関して、地方公共団体相互間における緊密な連携に努めます。[土木部] <28>

エ 被害直後及び中期的な居住場所の確保

児童相談所、女性相談支援センターにおいて、被害者の個々の状況に応じ、適切な期間一時保護を行うとともに、加害者等から逃れるため、県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応を行うなど、適切な運用に努めます。[子ども・福祉部] <29>

(3) 雇用の安定に関する施策

ア 民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進

犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入について、国からの広報依頼等を踏まえて、周知・啓発に努めます。[産業労働部] <30>

イ 県職員における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知

県職員、教職員及び警察職員においては、犯罪被害者等の精神的・身体的

⁷ 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、市町村が不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援団体等と連携して設置するもの

被害からの回復等のため、国や他の都道府県等の動向を注視しながら、既存の休暇制度等の活用・周知など、必要な対応について検討します。[総務部、教育庁、警察本部] 〈31〉

ウ 就職支援の取組

- (ア) 母子家庭の母等に対して、岡山県ひとり親家庭支援センターにおいて、トライアル雇用事業を紹介するなど、ハローワーク等と連携しながら就労自立を支援します。[子ども・福祉部] 〈32〉
- (イ) 公正採用選考人権啓発推進員に対し、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深める啓発を、引き続き実施します。[産業労働部] 〈33〉
- (ウ) 県民・事業主等を対象とした「労働問題セミナー」等で犯罪被害者等の労働管理を含んだテーマについて触れるよう努めます。[産業労働部] 〈34〉

エ 個別労働紛争解決制度の活用等

- (ア) 岡山労働局の個別労働紛争解決制度、岡山県労働委員会の個別の労使紛争のあっせん制度について、ウェブサイト等により周知を図ります。[産業労働部] 〈35〉
- (イ) 労働問題に関する相談に必要な助言を行うとともに、関係機関を紹介するなど、相談窓口の周知を図ります。[産業労働部] 〈36〉

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等が犯罪等により受ける心身への被害に対しては、その内容や特性に応じた治療や支援を実施する必要があります。

身体的被害については、急性期や後遺障害が生じた場合等、その状態に応じ、適切な医療等につないでいく必要があります。

精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自らの生命の危機や家族の喪失、性的被害等のトラウマ(心的外傷)体験によるP T S D(心的外傷後ストレス障害)等に苦しめられることがあるため、心のケア等に当たる体制の構築が必要です。

また、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の言動等により、更なる精神的被害(いわゆる二次的被害)を受けることがあります。このような被害を防止するためには、周囲の人々や支援に携わる者が、犯罪被害者等に対し、その心理状態やとるべき対応について理解した上で接する必要があります。

加えて、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止に向けては、再び被害に遭うことがないよう、安全確保の方策を講じることも必要です。

これらを踏まえ、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止への取組を進めます。

1 精神的・身体的被害からの回復に関する施策

(1) 医療機関に関する情報の提供

性犯罪被害者等が、医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう、医療機関に関する情報を全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット(ナビイ)⁸」に集約し、県民に提供します。[保健医療部] <37> <再掲：121>

(2) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

市町村、地域の医師会・医療機関との連携により、初期、二次、三次救急医療体制の整備・充実を図るとともに、メディカルコントロール体制の充実強化に努めます。[保健医療部] <38>

(3) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

救急医療に連動した、精神的ケアのための体制整備については、国の動向等を踏まえ対応します。[保健医療部] <39>

(4) P T S D 等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供

医療機関に関する全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット(ナビイ)」において、P T S D 等の疾病的治療に対応できる医療機関を検索することが可能であり、引き続き同制度を周知します。[保健医療部] <40>

(5) 医療現場における自立支援医療制度の周知徹底

P T S D 治療(保険診療に限る。)が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の対象となることについて、周知、啓発を図るよう努めます。[保健医療部] <41>

(6) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員等の理解促進

精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関との連携が適切に行われるよう、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講することにより、犯罪被害者等支援業務に関する同センター等の職員の理解促進を図ります。[保健医療部] <42>
<再掲：143>

(7) 警察部内のカウンセラー等による犯罪被害者へのカウンセリングの充実

性犯罪被害者の精神的被害の回復を図るために、公認心理師・臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラー⁹や公認心理師資格等を有する警察官(心

⁸ 診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患、治療内容、提供サービス等の情報から全国の医療機関及び薬局を検索できるシステム

⁹ 急性期における犯罪被害者等に対して、心理状態に応じた適切な助言等を行う警察本部長の指定を受けた公認心理師等の資格その他心理学に関する知識を有する警察職員

理支援官¹⁰⁾について、適切な配置と効果的な活用を図ります。[警察本部]
〈43〉

(8) 被害少年等に対する立直り支援等の推進

少年育成官¹¹⁾等による被害少年等に対する相談対応や公認心理師等によるカウンセリング等の支援を継続的に実施します。また、岡山、倉敷及び津山に開設している少年サポートセンターの活用により、被害少年等の保護活動を推進します。[警察本部] 〈44〉

(9) 犯罪被害者等である児童生徒等に対する学校における心理的ケアの充実等

各学校でスクールカウンセラー等を活用した、校内研修会を開催するとともに、県教育委員会主催の教職員研修等において、被害に遭っている児童生徒の支援について協議するなど、教職員等への研修の促進に努めます。[教育庁] 〈45〉 〈再掲：141〉

(10) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校となった場合における継続的支援の促進

教育支援センターにおける指導・支援や関係機関と連携した対応を効果的に行うことで、不登校の解決に向けた支援を行います。[教育庁] 〈46〉

(11) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進

学校と関係機関の連携によるチームの形成と支援の実施について、市町村教育委員会及び県立学校等にも通知しており、適切な対応を促します。[教育庁] 〈47〉

(12) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進

県青少年総合相談センターに教育相談員を配置し、犯罪被害者等である児童生徒に対し、電話相談及び面接相談を実施します。また、必要に応じて、少年サポートセンター等の地域の関係機関の情報を当該児童生徒等へ提供します。[教育庁] 〈48〉

(13) 児童虐待に対する医療ケア等の支援

一時保護機能強化事業や児童相談所24時間・365日体制強化事業などを継続して実施するとともに、医学的判断・治療が必要となるケースに迅速か

¹⁰ 通常の警察業務に加え、心理学に関する専門的な知識を活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリング等の被害者支援業務等にも従事する警察官

¹¹ 少年警察活動規則に定める少年補導職員であり、本県では「少年育成官」と称する。少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうち、警察本部長が命じた者

つ適切に対応するための協力病院の確保に努めます。[子ども・福祉部] <49>

(14) 市町村要保護児童対策地域協議会¹²等との連携による子どもに対する支援の充実

配偶者等への暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、市町村の要保護児童対策地域協議会に配偶者暴力相談支援センターや配偶者暴力相談担当部署が参画するよう働きかけことなどにより、関係機関が個々の事案について連携して適切に対応できるように支援します。

[子ども・福祉部] <50>

(15) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、相談機関等への必要な情報提供を行います。[保健医療部] <51>

(16) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター¹³による性犯罪・性暴力被害者への支援の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、男性、性的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上を図ります。[県民生活部] <52>

(17) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

市町村や特定非営利活動法人等と連携し、性犯罪被害者等の状況及び希望に即して、生活相談や自立支援、地域移行支援に取り組みます。[子ども・福祉部] <53>

(18) 高次脳機能障害者への支援の充実

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業に取り組み、地方支援拠点機関である医療機関等に、支援コーディネーターを配置して専門的な相談支援を行うとともに、判断基準、訓練プログラム、支援プログラム等について、自治体、医療、福祉関係者への研修を行います。また、地域支援ネットワークの充実を図るとともに、高次脳機能障害者に対して、適切な支援が提供される体制の整備に努めます。[保健医療部] <54>

¹² 児童福祉法に基づき地方公共団体が設置し、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等やその保護者、妊婦に関し、適切な支援を図るため、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関

¹³ 被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化を防止するため、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）をワンストップで提供する機関

(19) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

医療機関等に対しては、個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインや、診療情報の提供等に関する指針について、関係団体を通じて周知するとともに、必要に応じて、医療法に基づく検査・指導を行います。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者に対しては、個人情報の適正な取扱いについて、関連する国のガイドラインや各市町村の個人情報保護の関係条例等に基づき、適正に対応するよう依頼するなど、適切に対応します。[保健医療部、子ども・福祉部] <55>

2 更なる精神的被害(二次的被害)の防止に関する施策

(1) 犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームドケア¹⁴教育等の促進

犯罪被害者等と接する関係機関・団体の職員等が、犯罪被害者等のトラウマ反応について理解し、二次的被害を防止しつつ、その心情に配慮した対応を行えるよう、トラウマインフォームドケアについて学ぶ機会の確保に努めます。[警察本部] <56>

(2) 警察職員に対する研修等の充実

ア 各警察署の被害者支援係員や被害者支援業務に携わる警察職員に対する部内研修、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際の研修のほか、公認心理師等を招へいした専門的な研修等の充実に努めます。[警察本部] <57>

<再掲：137>

イ 性犯罪被害者の心情に配意した捜査及び支援を推進するため、性犯罪捜査や支援に従事する警察官を対象に、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含めて、警察における学校教養等の研修を推進します。[警察本部] <58>

ウ 障害者の特性を踏まえた捜査や支援を推進するため、捜査や支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察における学校教養等での研修を推進します。[警察本部] <59>

(3) 交通事故相談所における相談対応能力の向上

交通事故被害後の心情に寄り添った相談支援を実施するため、交通事故相談員を対象とした研修等に積極的に参加し、相談員の相談対応能力の向上を図ります。[県民生活部] <60>

¹⁴ トラウマとその影響についての知識を持ち、その知識や情報に基づいた関心・配慮・注意を向けた関わりをすること

(4) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成及び意識の向上
犯罪被害者等と接することが想定される市町村の窓口の職員等の育成及び意識の向上を図るために、研修会を開催し、犯罪被害者等が置かれている状況や、行政機関等における二次的被害の問題等の理解を促します。

また、おかやま被害者支援ネットワーク¹⁵や警察署単位の被害者支援連絡協議会において、実践的なシミュレーション訓練等を通じ、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、加盟機関・団体間の連携の強化に努めるとともに、対応能力の向上を図ります。[県民生活部、警察本部]

〈61〉 〈再掲：136〉

(5) 医療関係者に対する犯罪被害者等についての理解促進

医学生や看護学生を含む医療関係者が犯罪被害者等の心情やトラウマインフォームドケア等について理解促進を図るための施策については、国の動向等を踏まえ適切に対応します。[保健医療部] 〈62〉

(6) 学校における相談対応能力の向上等

学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、相談体制の充実に努めるとともに、学校内における学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等の連携促進を図ります。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒等の相談等に的確な対応ができるよう、スクールカウンセラー等を活用した校内研修会の開催などを通じて、教職員の指導力向上等に努めるほか、県養護教諭研修会等において、研修の充実を図り、県内の養護教諭の資質の向上に努めます。[教育庁] 〈63〉 〈再掲：142〉

(7) 性犯罪被害の捜査における配慮等

警察本部及び警察署の女性警察官を性犯罪捜査員に指定し、性犯罪指定捜査員研修会等を開催して、実務能力の向上を図るとともに、相談室等の活用や、民間の犯罪被害者支援団体、産婦人科医会、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等との連携に努め、性犯罪被害者の心情に配意した対応を図ります。[警察本部] 〈64〉

¹⁵ 犯罪被害者等の精神的被害の軽減やニーズに応じた支援活動を行うために設立された組織で、県警察や地方公共団体等の関係機関・団体が加盟している。

- (8) 被害児童及び精神に障害を有する者からの事情聴取における配慮
- ア 警察、検察庁、児童相談所等の連携体制を強化するとともに、警察、検察庁、児童相談所は、事案に応じて医療、福祉等の関係機関とも連携しつつ、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、代表者が聴取を行う取組を進めます。
- また、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して進めます。
- さらに、児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知に努めます。[子ども・福祉部、警察本部] <65>
- イ 警察及び検察庁は、事案に応じて、性犯罪事件における精神に障害を有する犯罪被害者からの事情聴取に先立って協議を行い、警察又は検察庁の代表者が犯罪事件における精神に障害を有する犯罪被害者が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどした上で聴取を行う取組を継続して推進する。[警察本部] <66>

3 再被害の防止等の安全確保に関する施策

- (1) 警察における再被害防止措置の推進
- 同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を講じます。
- また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を講じます。[警察本部] <67>
- (2) 人身安全関連事案への対策
- ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（人身安全関連事案）については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談者等の心情に寄り添いながら、被害者等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙による加害行為の防止や被害者の保護措置等の組織的な対応を推進します。
- また、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度リスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進します。[警察本部] <68>

- (3) 警察における保護対策の推進
- 暴力団等による犯罪の被害者等に対する報復等を未然に防止するため、暴

力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。[警察本部]

〈69〉

(4) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等により刑事施設に収容され仮釈放になった者及び保護観察付執行猶予となった者については、保護観察所と警察が緊密かつ継続的に連携を取り、情報共有を図ることによって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置を講じます。[警察本部] 〈70〉

(5) 再被害の防止に資する教育の実施等

配偶者等に対する暴力について、加害者の暴力を抑止するため、国や他県の取組状況等の情報収集及び市町村等への情報提供・共有や、県内の情勢、更生の意思のあるDV加害者ニーズを踏まえた加害者更生の取組手法の調査研究に努めます。[子ども・福祉部] 〈71〉

(6) 再被害の防止に向けた関係機関の連携

ア 県や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会により、学校、医療機関、警察、児童相談所等の関係機関の連携を図り、専門職及び地域の子育て支援関係者の協力を得た児童虐待防止事業に取り組むとともに、国の動向等を踏まえ対応します。[子ども・福祉部] 〈72〉

イ 岡山県学校警察連絡協議会を開催し、学校と警察の連携の充実を図るほか、関係機関等の理解深化と連携を目的とした研究協議等を通じて、各地域における関係機関の連携体制を構築し、加害少年の立ち直りを支援する指導を含め、様々な児童生徒の問題行動等への適切な対応を行うよう、生徒指導担当教員等への周知徹底を図ります。[教育庁、警察本部] 〈73〉

ウ 必要に応じて、学校警察連携制度に基づいた相互連絡を行い、警察と学校等の関係機関が連携した再被害防止の対応に努めます。[教育庁、警察本部] 〈74〉

(7) 再被害防止のための安全確保

ア 配偶者等からの暴力事案等に一元的に対応するための体制により、迅速かつ適切な対応の徹底を図ります。また、被害者に対し事案の危険性や警察の執り得る措置等を分かりやすく説明する「警察に来られたあなたへ」、「ストーカー対策の流れ・DV(配偶者からの暴力等)対策の流れ」や事案の危険性等を判定する「危険性判断チェック票」を活用するなど、

被害者の安全の確保を最優先に対応します。また、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案の被害者等のシェルター保護や関係機関・団体との連携により、被害者等の安全確保に努めます。[警察本部] <75>

イ 身体的被害を受ける危険性が高い被害者等について、シェルター保護制度を運用し、その安全確保を図るほか、緊急通報機能のついた機器を貸し出すなど、被害直後の保護及び再被害の危機回避のための機器の整備・活用に努めます。[警察本部] <76>

(8) 犯罪被害者等の一時保護の実施

ア 児童相談所において、被害者の個々の状況に応じ、適切な期間一時保護を行うとともに、加害者等から逃れるため、県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応を行うなど、適切な運用に努めます。[子ども・福祉部] <77>

イ 虐待を受けた子どもと非行児童の一時保護施設における混合処遇の環境改善については、国の動向を踏まえ、各所における個別対応により処遇改善に努めます。[子ども・福祉部] <78>

ウ 女性相談支援センターの一時保護所入所者に対し、住宅確保の際に必要となる保証人の確保を支援するなど、入所者に対する日常生活支援の充実に努めます。[子ども・福祉部] <79>

エ 被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、女性相談支援センターの体制を整備し、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適正かつ効果的な一時保護を実施し、必要に応じて民間シェルター等への一時保護委託の適切な運用に努めます。[子ども・福祉部] <80>

(9) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

ア 住民基本台帳法の一部改正(平成18年11月1日施行)により、住民基本台帳の閲覧について、何人でも請求できる制度が廃止され、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されており、引き続き、制度の適正な運用について、市町村への助言や情報提供に努めます。

また、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」についても、引き続き、適正な運用について、市町村への助言や情報提供に努めます。[県民生活部] <81>

イ 犯罪被害者の診断書作成時における個人情報については、医師会等と連携の上、適切な保護を行うよう配慮します。[警察本部] <82>

(10) 教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進

令和6年6月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）において、学校や保育所をはじめ、一定の教育・保育を提供する事業者に対して、その従事者による子どもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認が義務付けられます。

今後、国のガイドライン等を踏まえ、所轄する学校、施設等に対して、制度の周知を図るとともに、安全確保措置等の学校設置者等が講じる必要のある措置について、適切に監督等を行います。

また、県立学校等の設置者として、性犯罪前科の確認をはじめ、教職員等に対して性暴力防止の取組、性暴力の疑いが生じた場合の対応に関する研修等を実施します。[子ども・福祉部、教育庁] <83>

第3 刑事手続への関与拡充への取組

事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとっての希望であり、被害の回復に不可欠です。また、解決に至る過程への関与は、犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する面があります。「事件の当事者」である犯罪被害者等が、一連の刑事手続等の中で「知りたい」「関わりたい」などの思いを抱くのは当然であり、手続きに適切に関与することができるよう、施策を講じていく必要があります。

これらを踏まえ、刑事手続への関与拡充への取組を進めます。

1 捜査の段階における関与等に関する施策

(1) 告訴に対する適切な対応

犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置を執る場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とは言い難い場合もありますが、引き続き、可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努めます。[警察本部] <84>

(2) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

ア 当初は警察への届出を躊躇した性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進めます。また、証拠資料の保管に当たっては、被害者のプライバシーの保護に配慮する措置を講じます。[警察本部] <85>

イ 性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況についての情報提供に努めます。[警察本部] <86>

(3) 交通事故捜査の体制強化等

重大・悪質な交通事故等については、交通特別捜査室長及び交通事故鑑識官により客観的証拠の収集等に関する的確な捜査指揮を行い、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修等を通じ、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を推進します。[警察本部] <87>

(4) 司法解剖等における遺族の心情への配慮

検視(死体見分)及び解剖に対する遺族の理解を得るため、その必要性等を説明したパンフレットを作成、配布するなど、遺族の心情に配意した適切な説明を適切な時期に行うことには努めます。

また、遺体の取扱に当たって、死者及びその遺族への礼意を失わないよう、引き続き、研修等を通じて周知を図ります。[警察本部] <88>

(5) 押収物等の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応

犯罪被害者等への証拠物件の還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ適切に配慮するとともに、その意向を踏まえた上で行っているところであり、引き続き適正な対応を徹底します。[警察本部] <89>

(6) 捜査に関する適切な情報提供

捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努めます。また、必要に応じ、地方公共団体、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図ります。[警察本部] <90>

(7) 警察における犯罪被害者等のための施設整備

事情聴取時における警察署等の相談室等や被害者支援用車両の活用を図るほか、必要に応じ、施設等の改善に努めます。[警察本部] <91>

第4 支援等のための体制整備への取組

犯罪被害者等に対する支援については、運用や制度の拡充はもとより、犯罪被害者等が支援にたどり着くことができるよう体制を整備する必要があります。

このため、国においては、令和6年度から、個々の犯罪被害者等がいずれかの機

関・団体に相談や問合せをすれば、犯罪被害者等支援コーディネーター¹⁶に情報が集約され、関係機関・団体が一体となって支援を提示・提供する多機関ワンストップサービス体制¹⁷を全国的に整備する取組が開始されています。

本県においても、令和7年度から同サービスの運用を開始したところであり、体制の定着と支援の充実を図るとともに、支援に携わる機関・団体が相互に連携し、関係を一層強化するほか、同サービスで重要な役割を担う民間支援団体に対する支援を引き続き行っていく必要があります。

また、支援体制の効果的な運用のためには、人材の育成も重要であり、支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専門的知見や対応力の向上に向けた研修の充実に努める必要があります。

これらを踏まえ、支援等のための体制整備への取組を進めます。

1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

(1) 総合的対応窓口等の充実の促進

犯罪被害者等の置かれた様々な立場に応じた適切な相談対応や関係機関・団体と連携した途切れない支援の提供に資するよう、犯罪被害者等施策関係職員研修会の開催や、警察庁のメールマガジンの活用等により、総合的対応窓口における支援の好事例等の情報を提供し、市町村の総合的対応窓口等の機能の充実を図ります。[県民生活部] 〈92〉

(2) 多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用

多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用に資するよう、支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される、おかやま被害者支援ネットワークにおける会議等の機会を捉えて、各機関・団体が提供する制度・サービスの情報交換のほか、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上と連携強化に努めます。[県民生活部、警察本部] 〈93〉 〈再掲：117〉

(3) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化等

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを、休日や夜間にも緊急対応できる体制で運営し、男性や性的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者のニーズに応じて、医療的支援や法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供します。

また、ワンストップ支援センターと警察、医療関係団体等で構成する連絡会

¹⁶ 相談等を受けた機関・団体から情報提供を受け、犯罪被害者等と面談し、ニーズを一元的に把握し、関係機関・団体による支援を検討・調整して支援計画の策定等を行う機能。本県では、くらし安全安心課が組織としてコーディネーターの役割を担う

¹⁷ 個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の同意の下で、県に配置する犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、コーディネーターを中心に関係機関・団体が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供する体制

議を通じ、医療支援にあたる関係機関の連携を深め、また、女性相談支援センターや児童相談所など、地域の関係機関との連携強化に取り組みます。[県民生活部、警察本部] <94>

(4) 性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実

男性、性的マイノリティ、障害者等を含む多様な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、全国共通番号「#8891」（はやくワンストップ）の一層の周知を含め官民が連携した広報啓発を実施するとともに、被害者等に対し適切な対応をとることができるように研修機会の充実等により支援に携わる人材の育成に努めるなど、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実を図ります。[県民生活部] <95>

(5) 警察における相談体制の充実等

ア 各種の被害相談電話（警察総合相談電話、性犯罪被害相談電話、暴力団関係110番など）により相談に応じます。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ¹⁸が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用に努めます。

このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求や損害賠償命令制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を実施するとともに、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等の加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合には、必要な情報を提供するなど、適切な対応に努めます。[警察本部] <96>

イ 性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては、当直勤務中の職員等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進します。[警察本部] <97>

(6) 指定被害者支援員制度の活用

事件発生に伴い、犯罪被害者等に付き添い、部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等の関係機関の紹介等を行う指定被害者支援員を積極的に活用するとともに、警察署に対する巡回教養や各種研修会の開催等により、教養の充実に努めます。[警察本部] <98>

(7) 被害少年等の心情に配意した相談対応

少年サポートセンターをはじめ、「ヤングテレホン・いじめ110番」、「ヤングメール」や面接相談等により少年からの各種相談を受理し、少年の心

¹⁸ 各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、違法行為の実行者はSNS等でその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する、治安対策上の脅威となっている犯罪集団

情を汲み取りながら対応するとともに、相談窓口について効果的な周知広報を行います。[警察本部] <99>

(8) 教育機関における支援体制の充実

県内の小・中学校へのスクールカウンセラーの配置や、スクールソーシャルワーカーの派遣により、犯罪被害者等である少年を含む児童生徒及び保護者の心の問題の解決に向けて、学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。また、県立高等学校への臨床心理士等専門家の派遣を行います。

さらに、性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、チームとして一体的に適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携に努めます。併せて、24時間子供 SOS ダイヤルや民間の犯罪被害者支援団体について、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知を図るよう努めます。[教育庁] <100>

(9) 地域包括支援センター等による支援

「岡山県障害者権利擁護センター¹⁹」を設置・運営し、相談対応等を行う体制の充実及び利用の促進を図ります。また、虐待を含む権利擁護等に関し、引き続き、地域包括支援センターが行う対応について、各種研修や必要な助言等により支援を行います。[子ども・福祉部] <101>

(10) 交通事故相談活動の推進

交通事故相談所の広報を行うとともに、国の主催する各種研修会議や実務必携の活用等を通じて相談員の相談能力の向上を図るなど、交通事故相談所の活動を推進します。[県民生活部] <102>

(11) 児童虐待等の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 児童相談所において24時間・365日体制で相談や一時保護を実施しており、今後も、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制を継続します。[子ども・福祉部] <103>

イ 児童虐待の早期発見等に資する警察職員の教育訓練を徹底し、児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるとともに、児童相談所等との情報共有や合同訓練等を通じて児童虐待への対応力の強化を図ります。[警察本部]

<104>

¹⁹ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」に基づいて設置。使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理や障害者虐待に関する相談対応、障害者虐待防止に関する啓発等を行う機関

ウ 学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について、市町村教育委員会及び県立学校等に通知するとともに、幼児児童生徒の状況の把握や児童虐待防止に向けて、引き続き適切な対応に努めます。[教育庁] 〈105〉

エ 教職員や市町村人権教育担当者、PTA指導者を対象とした各研修会において、継続的に児童虐待防止対策を取り上げ、児童虐待の現状や発見時の教職員による児童相談所等への通告義務の周知徹底等について説明するなど、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制の整備に努めます。[教育庁] 〈106〉

オ 県や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会により、学校、医療機関、警察、児童相談所等の関係機関の連携を図り、専門職及び地域の子育て支援関係者の協力を得た児童虐待防止事業に取り組むとともに、国の動向等を踏まえ対応します。また、医師会や看護協会と協力し被害者の早期発見と二次的被害の防止を図るため、「医療関係者向けDV被害者対応ガイドライン」及び配偶者暴力相談支援センターを記載した相談カードを作成・配布し、医療機関におけるDV被害者の早期発見に努めるとともに、病院協会等と連携し、手引を活用した医療関係者向け研修会を開催し、DV被害者への医師、歯科医師、保健師、看護師等の医療関係者や救急隊員のDV被害者に対する理解の促進に努めます。[子ども・福祉部] 〈107〉

カ 女性相談支援センターと児童相談所は引き続き連携を密にするとともに女性相談支援センターに配置した学習支援員や心理療法担当職員により適切な学習機会や心理療法の提供に努めます。[子ども・福祉部] 〈108〉

キ 児童虐待が発生した場合の、子どもの安全を確保するための初期対応が、確実・迅速に図られるよう、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司や児童心理司等の専門職員を計画的に増員するとともに、市町村を支援するための児童福祉司の配置も進めています。[子ども・福祉部] 〈109〉

(12) 里親制度の充実

被虐待児の養育を担う専門里親の養成や里親からの養育相談対応などを行うとともに、里親に係る委託調整補助員及び里親等相談支援員補助員を児童相談所に配置し、里親制度の推進と里親への支援を行います。[子ども・福祉部] 〈110〉

(13) ストーカー事案への外部からの照会等の対応

女性相談支援センター及び一時保護施設において、利用者に関する外部からの照会等の対応については特に配慮し、利用者の安全確保に努めます。[子ども・福祉部] 〈111〉

(14) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進
性犯罪をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジウム等、様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等の周知や、理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。
[県民生活部] <112> <再掲：177>

2 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策

(1) 県・警察・市町村等の支援情報の提供

ア 犯罪被害者等に特化した制度（犯罪被害者等のみが対象ではないが、犯罪被害者等も利用できることが明記されている制度を含む。）や社会保障制度を取りまとめた、県や警察、市町村、関係機関等の「犯罪被害者等支援メニューリスト」や、警察が作成する「被害者手帳」等により、各種支援施策に関する情報を提供するとともに、ウェブサイト等を活用し、総合的相談窓口の周知を図ります。[県民生活部、警察本部] <113>

イ 刑事手続の流れ、犯罪被害者等のための各種被害相談窓口等を記載したパンフレット等の作成に努め、警察ウェブサイトにも掲載して紹介します。[警察本部] <114>

(2) 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施

犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担軽減等に活用できる「被害者手帳」を作成・交付します。

また、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があつた際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施に向けた取組を進めます。

なお、これらの取組は、犯罪被害者等の心理的負担等にも配意しつつ進めます。[警察本部] <115>

(3) 県や市町村、警察、関係機関の連携の推進・強化

ア 県や市町村間の連携・協力に向けた取組の充実・強化を図るため、市町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修を実施します。

また、複数の市町村が連携・協力した取組が必要な事案に備えて、各市町村が提供する支援制度等をとりまとめた「犯罪被害者等支援メニューリスト」を整備し、情報共有を促進します。[県民生活部] <116>

イ 多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用に資するよう、支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される、おかやま被害者支援ネット

ワークにおける会議等の機会を捉えて、各機関・団体が提供する制度・サービスの情報交換のほか、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上と連携強化に努めます。[県民生活部、警察本部] 〈117〉 〈再掲：93〉

(4) 配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実

被害者の状況に応じた支援を切れ目なく提供できるよう、情報の提供や会議・研修を通じて県及び市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能の充実と性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等関係機関との一層の連携に努めます。[県民生活部、子ども・福祉部] 〈118〉

(5) 警察の犯罪被害者支援担当者に対する情報提供

警察の犯罪被害者支援担当者に対し、県や市町村の支援制度や犯罪被害者等支援コーディネーター、総合的対応窓口等との連携に関する教養を実施します。[警察本部] 〈119〉

(6) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

ア 警察の性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」に関する広報、相談窓口における性犯罪被害者に対する支援制度の紹介、警察ウェブサイトの活用等により、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めます。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を紹介することにより、早期にセンター等による支援を受けやすくするように努めます。[警察本部] 〈120〉

イ 性犯罪被害者等が、医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう、医療機関に関する情報を全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット(ナビイ)」に集約し、県民に提供します。[保健医療部] 〈121〉
〈再掲：37〉

(7) NPO法人情報ポータルサイトによる情報取得の利便性確保

岡山県ボランティア・NPO活動支援センターのウェブサイトにNPO法人の情報を掲載し、犯罪被害者等の援助を行う団体等の情報を提供します。[県民生活部] 〈122〉

(8) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

おかやま被害者支援ネットワークによる関係機関との連携を図ります。

また、学校と関係機関の行動連携の充実について、引き続き市町村教育委員会及び県立学校等に対して指導します。[教育庁] 〈123〉

(9) 被害少年等の保護に関する学校と児童相談所等との連携の充実

学校や市町村教育委員会に対して、児童相談所等の関係機関との連携充実について、引き続き周知徹底を図るとともに、必要な指導助言を行います。

また、児童相談所や青少年総合相談センターにあっては、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会に、学校、医療機関、警察等の関係機関とともに参加し、地域における要保護児童等の早期発見や適切な支援・保護に努めます。

[子ども・福祉部、教育庁] <124>

(10) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

ア 医療機関等と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携協力の充実・強化及び情報提供等の充実については、国の動向等を踏まえ対応します。[保健医療部] <125>

イ 精神保健福祉センターや保健所の精神保健福祉相談において、専門知識を有する者による面接相談や電話相談などにより、今後とも、相談者に対して適切な対応や情報提供に努めます。[保健医療部] <126>

(11) 法テラスにおける支援に関する情報提供

犯罪被害者等早期援助団体等における相談活動等を通じて、法テラスの犯罪被害者等の弁護士費用の負担軽減を図る民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度等について、被害者等へ案内します。[県民生活部、警察本部]

<127>

(12) 配偶者等からの暴力事案等の支援のための情報提供

配偶者等からの暴力事案等の被害者に対する支援情報等をウェブサイト等で提供します。[子ども・福祉部] <128>

(13) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対し、支援制度に関する情報提供等の必要な支援を行います。[警察本部] <129>

(14) 犯罪被害者等を含む人権問題に関する相談窓口の周知等

犯罪被害者等を含む各種人権問題に対応する相談窓口を掲載したチラシを作成し、県の機関や市町村等に備え置くとともに、人権啓発イベント等で配布するなど、相談窓口の周知に努めます。[県民生活部] <130>

3 民間の団体による活動への援助に関する施策

(1) 犯罪被害者支援団体に対する支援の充実

犯罪被害者支援団体が行うボランティア等の養成・研修への講師の派遣に努めます。[警察本部] 〈131〉

(2) 特定非営利活動促進法(NPO法)の適切な運用

犯罪被害者等の援助を行う団体などを含む民間非営利団体からの法人格の取得申請等に対しては、特定非営利活動促進法の適切な運用に努めるとともに、特定非営利活動法人の情報については、岡山県ボランティア・NPO活動支援センターのウェブサイトに掲載し、犯罪被害者等の援助を行う団体の情報を提供するなど、その活動の促進を図ります。[県民生活部] 〈132〉

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

ア 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会については、県や警察の基準にのっとって後援します。

また、市町村や関係機関・団体に上記シンポジウム等を周知するとともに、様々な広報媒体を通じて、その意義・活動等について広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援します。[県民生活部、警察本部] 〈133〉

イ おかやま被害者支援ネットワークや警察署単位の被害者支援連絡協議会を通じ、関係機関・団体の主体的な協力を得て、民間の犯罪被害者支援団体との連携の一層の強化を図るとともに、関係機関・団体に対し、同民間団体との連携・協力の充実・強化を働き掛けます。[警察本部] 〈134〉

(4) 犯罪被害者等早期援助団体に対する協力

犯罪被害者等早期支援団体への指導・助言を行い、その運営及び活動に協力します。[警察本部] 〈135〉

4 人材育成等に関する施策

(1) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成及び意識の向上

犯罪被害者等と接することが想定される市町村の窓口の職員等の育成及び意識の向上を図るために、研修会を開催し、犯罪被害者等が置かれている状況や、行政機関等における二次的被害の問題等についての理解を促します。

また、おかやま被害者支援ネットワークや警察署単位の被害者支援連絡協議会において、実践的なシミュレーション訓練等を通じ、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、加盟機関・団体間の連携の強化に努めるとともに、対応能力の向上を図ります。[県民生活部、警察本部] 〈136〉 〈再掲：61〉

(2) 警察職員に対する研修等の充実

各警察署の被害者支援係員や被害者支援業務に携わる警察職員に対する部内研修、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際の研修のほか、公認心理師等を招へいした専門的な研修等の充実に努めます。[警察本部] <137> <再掲：57>

(3) 被害少年等の継続的な支援を行う警察職員の技能習得

カウンセリングに関する専門研修の受講等により、少年育成官や少年相談専門職員、少年の被害者支援に従事する警察官の知識・技能の習得に努めます。[警察本部] <138>

(4) 警察職員等に対する研修の充実等

ア ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、担当者に対して必要な教養を行います。[警察本部] <139>

イ 被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を行うほか、「子どもからの聴取に関するAI訓練ツール²⁰の開発」事業において開発された訓練ツールを活用するなど、被害児童の負担軽減に配意しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施を推進します。[警察本部] <140>

(5) 教職員の理解促進のための研修の実施

各学校でスクールカウンセラー等を活用した、校内研修会を開催するとともに、県教育委員会主催の教職員研修等において、被害に遭っている児童生徒の支援について協議するなど、教職員等への研修の促進に努めます。[教育庁] <141> <再掲：45>

(6) 学校内における連携及び相談体制の充実

学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、相談体制の充実に努めるとともに、学校内における学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等の連携促進を図ります。また、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒等の相談等に的確な対応ができるよう、スクールカウンセラー等を活用した校内研修会の開催などを通じて、教職員の指導力向上等に努めるほか、県養護教諭研修会等において、研修の充実を図り、県内の養護教諭の資質の向上に努めます。[教育庁] <142> <再掲：63>

²⁰ 警察、検察庁又は児童相談所の代表者が、児童から聴取を行う取組の適切な運用に必要な知識及び司法面接的手法を用いた、聴取技術の習得・向上を図るツール

- (7) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター等の職員の理解促進
精神保健福祉センター等において犯罪被害者等に対する心健康回復のための支援や関係機関との連携が適切に行われるよう、同センター等の職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講することにより、犯罪被害者等支援業務に関する同センター等の職員の理解促進を図ります。[保健医療部] <143> <再掲：42>
- (8) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実
児童相談所等の職員を対象とした専門研修の実施や市町村職員に対する研修を実施し、資質向上に努めます。[子ども・福祉部] <144>
- (9) 女性相談支援センター等の職員に対する研修の促進
女性相談支援センター等の職員を対象とした専門研修の実施や市町村職員に対する研修を実施し、資質向上に努めます。[子ども・福祉部] <145>
- (10) 民生委員・児童委員に対する研修の充実等
民生委員・児童委員を対象とした研修を通じて、資質向上に努めます。[子ども・福祉部] <146>
- (11) 「P T S D 対策に係る専門研修」への参加による専門職の資質向上等
国が実施する P T S D 対策専門研修に、保健所、精神保健福祉センター等の専門職を派遣し、職員の資質向上に努めます。[保健医療部] <147>
- (12) 相談支援、治療を行う施設の職員等に対する研修の充実等
犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善について、国の動向等を踏まえ対応するとともに、国において実施している「P T S D 対策専門研修」・「思春期精神保健研修」や、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所において実施している「犯罪被害者メンタルケア研修」等について、精神科診療所等関係機関への周知に努めます。[保健医療部] <148>
- (13) 思春期精神保健の専門家の養成
国が実施する「思春期精神保健研修」に、保健所、精神保健福祉センター等の専門職を派遣し、職員の資質の向上を図ります。[保健医療部] <149>
- (14) 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の実施
犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策については、国の動向等を踏まえ適切に対応します。[保健医療部] <150>

(15) 看護師教育における犯罪被害者等に関する知識の普及

看護職員の養成については、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム²¹」等を通じて行っており、犯罪被害者等に関する知識の普及が図られるよう国の動向等を踏まえて対応します。[保健医療部] 〈151〉

(16) 児童虐待防止対策に関する検証の実施

県が設置する「岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会事例検証部会」において、児童虐待による死亡事例等の検証を行います。[子ども・福祉部] 〈152〉

第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等は、周囲の人々の支えや関わりを通じて被害から回復する場合がある一方で、悪意、誤解、無理解、無関心等による言動に傷付けられるという二次的被害を受ける場合があります。

また、自身が犯罪被害者等であることを知られた場合に、どのように相手から見られるのかという不安や、周囲からの二次的被害に対する恐れ等から、自らの状況や心情を打ち明けることをためらい、犯罪被害者等が孤独や孤立を深めてしまうこともあります。このことは、関係機関・団体による支援の道を狭めることにもなり得、被害からの回復が遠のく原因ともなります。

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、国や地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。

そのため、犯罪被害者等の置かれた状況や支援施策について、広く社会の理解が深まるよう、教育や広報啓発を行う必要があります。

これらを踏まえ、県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組を進めます。

1 学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

道徳教育研究協議会²²において、生命の尊さ等を学ぶための主体的・対話的で深い学びのある授業づくりについての研究を推進するとともに、岡山県道徳教育郷土資料集を活用した多様な授業実践を支援します。

²¹ 看護学教育の全国共通の教育内容・到達目標の指針であり、大学や看護系養成機関がカリキュラムを編成する際の基準となるもの

²² 心の教育の充実に向けて、各学校（公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程））及び地域における道徳教育推進の体制づくりや具体的な取組の推進の在り方等、岡山県の道徳教育の課題を基に、教員の指導力の向上を図るために開催している研究協議会

また、小・中学校等を訪問する際、特別の教科道徳を要とした道徳教育の大切さを指導していきます。[教育庁] 〈153〉

- (2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習の推進
道徳教育研究協議会において、体験活動を生かした道徳教育の指導の工夫について研究を進めます。[教育庁] 〈154〉
- (3) 学校等における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進
ア 「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、犯罪被害者等の人権問題の理解を深める取組を推進します。[教育庁] 〈155〉
イ 教職員や市町村人権教育担当者等を対象とした各種研修会で、国において取りまとめられた「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」を説明し理解を促します。[教育庁] 〈156〉
- (4) 学校における犯罪被害者等に関する理解の促進
警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等において犯罪被害者等に関する理解を深めます。[教育庁] 〈157〉
- (5) 子どもへの暴力防止のための取組
いじめ、虐待、暴力行為等の防止に向け、子どもが主体的に学ぶことができるような取組を支援します。[教育庁] 〈158〉
- (6) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進等
講演会や、啓発リーフレットの配付、指導資料の整備等を進め、生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、子どもの発達段階に応じた「生命(いのち)の安全教育²³」の充実を図ります。
また、子ども自身が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、学校教育活動全体を通じた着実な指導を実施します。[教育庁] 〈159〉
- (7) 家庭における生命の教育への支援の推進
生命の大切さについて実感する等、家庭教育について学ぶことをねらいとした「親育ち応援学習プログラム²⁴」をはじめ、様々な家庭教育に関する情報を

²³ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指した教育

²⁴ これから親になる若い世代の方から、現在子育て真っ最中の方、そして、孫育て期の祖父母世代の方まで、幅広い世代の方を対象にした「親育ち」を応援するために開発したプログラム

ウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の充実を図ります。〔教育庁〕〈160〉

(8) 地域における児童虐待の未然防止等に資する家庭教育支援の取組の推進

地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の充実を図ります。〔教育庁〕〈161〉

(9) 教育現場における講演会等の実施

犯罪被害者支援団体と連携し、中学生や高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演「心と命の教育活動」の開催や、「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」への応募の働き掛けを通じて、犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養等に努めます。〔警察本部、教育庁〕〈162〉

(10) 犯罪被害者支援活動への大学生の参加促進

次代を担う大学生を対象とした、遺族講演会等を開催するとともに、大学生の犯罪被害者等支援に関する社会活動への参加を促進します。〔警察本部〕〈163〉

2 県民に向けた広報啓発に関する施策

(1) 各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発

ア 11月1日から12月1日までの「犯罪被害者月間」に、国や関係機関と連携し、ポスター掲示やパネル展示等の啓発事業を集中的に行うとともに、警察や犯罪被害者支援団体と協力して、犯罪被害者等による講演会やシンポジウム等を開催するなど広報啓発に努めます。〔県民生活部、警察本部〕〈164〉

イ 4月の「若年層の性暴力被害予防月間」を中心に、性犯罪・性暴力被害者がワンストップ支援センターに速やかにつながができるよう、中学生・高校生に対して、各種広報媒体を活用して相談窓口や全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」の周知を図ります。〔県民生活部〕〈165〉

ウ 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、啓発ポスターの配付・掲出、各種広報媒体を活用した啓発に努めます。〔子ども・福祉部〕〈166〉

エ 春・秋の交通安全県民運動の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ各種啓発事業が展開されるよう努めます。〔県民生活部〕〈167〉

オ 11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」児童虐待防止推進月間を中心に、啓発ポスターの配付・掲出、各種広報媒体を活用した啓発に努めます。[子ども・福祉部] 〈168〉

(2) 県民の参加を促す広報啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、県民の関心を喚起し、理解を深めるため、講演会等の開催により、犯罪被害者等の声を広く届けます。

また、より深く県民に考える機会を提供するため、警察庁が実施する犯罪被害者等支援に関する標語の募集の広報、犯罪被害者等支援のシンボルマークの普及等を行います。[県民生活部、警察本部] 〈169〉

(3) 組織、団体等との連携を含めた効果的な広報啓発

ア 犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、県民の関心を喚起し、理解を深めるため、関係機関と連携し、学校や民間企業、民間被害者支援団体を含む各種団体等から幅広い協力を得、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話、パンフレット等の作成・配布等を実施します。また、民間相互の連携を促すことにより、一層充実した広報啓発活動を推進します。[警察本部] 〈170〉

イ 医療、福祉、教育、法曹その他の犯罪被害者等と関わり得る各界各層が、犯罪被害者等の二次的被害を含め、その心情に十分に配慮した活動を行うよう、関係機関と連携し、その役割にも応じた広報啓発等を行うことにより、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。[警察本部]

〈171〉

(4) 広報啓発手法や媒体の多様化

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、県民の関心を喚起し、理解を深めるほか、市町村や民間団体等の取組の周知のため、相互連携・協力の下、多様な手法や媒体を活用し、効果的な広報啓発を行います。

[県民生活部、警察本部] 〈172〉

(5) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の強化

ア 県のSNS等を通じ、インターネット上の誹謗中傷等に関する特に注意すべきテーマをまとめ、「責任ある情報発信」という観点から差別を助長したり人権を侵害したりするような情報発信をしないよう、県民の情報リテラシー向上のための啓発に努めます。

また、スマートフォンの利用に関する家庭のルール作りを促進するだけでなく、これまでに作成した自分のルールの設定やマナーを身につける啓発チ

ラシを活用し、授業や保護者懇談会、PTA研修会等において、スマートフォン・インターネットとの正しい付き合い方を周知徹底します。[総務部、県民生活部、子ども・福祉部、教育庁]〈173〉

イ 情報モラル教育を充実し、情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動などを通じて、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育みます。[教育庁]〈174〉

(6) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者のプライバシーの保護、実名発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な報道発表内容となるよう配慮します。[警察本部]〈175〉

(7) 少年の犯罪被害の防止等に関する広報の実施

スマートフォン等からアクセス可能なSNS広告等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努めます。[警察本部]〈176〉

(8) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進性犯罪をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジウム等、様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等の周知や、理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。[県民生活部]〈177〉〈再掲：112〉

(9) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

県民に身近な犯罪の発生状況や未然防止対策等について、警察ウェブサイト、アプリ等に掲載・配信するなど、地域住民が積極的に防犯対策を講ずるために必要な情報提供に努めます。また、これらの犯罪発生情報等の掲載・配信に当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮します。[警察本部]〈178〉

(10) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進

ア 各種講習会等において、交通事故被害者等による講演を取り入れるなどして、交通事故の悲惨さなどに関する県民の理解増進に努めます。[警察本部]〈179〉

イ 交通事故被害者や遺族の体験等を内容とするビデオや手記等を、運転者に対する各種講習会等において活用します。[警察本部]〈180〉

(11) 悲惨な交通事故の実態について理解増進を図るデータの公表

警察ウェブサイト等により、交通事故発生状況等のデータを公表し、交通事故の実態やその悲惨さに関して、県民の理解増進に努めます。[警察本部]

〈181〉

(12) 犯罪被害者等の人権問題に関する理解促進等

「第6次岡山県人権政策推進指針」に基づき、犯罪被害者等の人権問題への理解が深まるよう、関係機関と連携しながら啓発に取り組むとともに、犯罪被害者等の支援など、民間団体等が行う啓発事業に対して、支援を行います。[県民生活部] 〈182〉

< 資 料 >

- ・犯罪被害者等基本法
- ・岡山県犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等基本法

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国 の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等 の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的 な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる 可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の 保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地 方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための 施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地 方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本 となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推 進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及 ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又 は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた 被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪 被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようとする ための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を 保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状 況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生 活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けるこ

とができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応

じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第18条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗(ちょく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第21条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第23条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第24条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第25条 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長)

第26条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国家公安委員会委員長
 - (2) 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (3) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第28条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第29条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成17年政令第67号により平成17年4月1日から施行]

附 則(平成26年6月25日法律第79号)抄

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

2 (略)

附 則(平成27年9月11日法律第66号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第7条の規定 公布の日

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

岡山県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるように、講ぜられるものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援に関する指針)

第8条 県は、犯罪被害者等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(相談、情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第10条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第12条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第13条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第14条 県は、社会全体として犯罪被害者等の支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穀への配慮の重要性等について県民及び事業者の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第15条 県は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第16条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関する団体及びそれらの団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができ るよう、情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。